別紙様式第十五号の二二2⑵の表記載上の注意2中「会社役員」を「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役」に、「第121条第３号ロ」を「第121条第４号ロ」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同記載上の注意5及び7中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式2に次のように加える。

⑶　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第十五号の二二3記載上の注意中「⑷及び⑸」を「⑶及び⑷」に改め、同様式3⑴の表記載上の注意1中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意3を次のように改める。

3　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険持株会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　保険持株会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　保険持株会社又は保険持株会社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第十五号の二二3⑵の表記載上の注意1中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意1②中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意1中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第十五号の二二3⑶を削り、同様式3⑷の表記載上の注意2中「第124条第６号ロ」を「第124条第５号ロ」に、「同条第７号」を「同条第６号」に改め、同記載上の注意5中「保険持株会社の親会社又は当該親会社（当該保険持株会社に親会社がない場合にあっては、当該保険持株会社）の子法人等」を「次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるもの」に改め、同記載上の注意5に次のように加える。

①　保険持株会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該保険持株会社を除く。）

②　保険持株会社に親会社等がない場合　保険持株会社の子会社又は子法人等

別紙様式第十五号の二二3中⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同様式5⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第十五号の二二6⑴の表記載上の注意3中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第１項の同意をした理由

別紙様式第十五号の二二8記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に改め、「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加え、同記載上の注意1中「同法第362条」を「第362条」に改め、同記載上の注意中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに規定する体制

別紙様式第十五号の二中10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

保険持株会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該保険持株会社及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における当該保険持株会社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該保険持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

保険持株会社とその親会社等との間の取引（当該保険持株会社と第三者との間の取引で当該保険持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該保険持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

別紙様式第十五号の三一⑶の表記載上の注意2中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同様式2⑴の表記載上の注意2中「第121条第７号」を「第121条第８号」に改める。

別紙様式第十六号第2面中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第十六号の十七目次第１の２に次のように加える。

⑴　会社役員の状況

⑵　責任限定契約

別紙様式第十六号の十七目次第１の３⑴中「兼任」を「兼職」に改め、同目次第１の３中⑶を削り、⑷を⑶とし、同目次第１の10を同目次第１の12とし、同目次第１の９を同目次第１の11とし、同目次第１の８の次に次のように加える。

9　特定完全子会社に関する事項

10　親会社等との間の取引に関する事項